

平成13年(2001年)8月1日 水曜日

「からぶき」義務認定

濡れた床 転倒事故 コンビニ逆転敗訴

大阪高裁判決

大阪市内のコンビニエンスストアで買い物中に転んでけがをしたのは、(本社・東京)に感謝料を求めた訴訟の控訴審判

決が三十一日、大阪高裁であった。浅野正樹裁判長は「ファミリーマートは安全確保のため、水ぶきの後か

らぶきするなど、客が転ばないように、店舗経営者を通じて指導する義務があった」として、訴えを退けた一審判決を覆更

し、百十五万円余りの支払いを命じた。

判決によると、女性は平成八年十月、勤務先近くの大阪市中央区日本橋にある店舗内で買い物中に転倒し、左腕を腫らうけがを負った。このため女性は「安全配慮義務に違反した」と提訴。ファミリーマート側は「転倒事故は原告の不注意」と反論していた。

一審の大阪地裁は「事故は、女性の靴の靴底が減っていたことなど、被告側からぶきする義務があったとまではいえない」として訴えを棄却したが、浅野裁判長は「客の転倒を防ぐ義務があった」と不法行為を認定。

「直接責任は各店舗にあるが、被告には指導義務があり、使用者責任を負う」として感謝料などの支払いを命じた。

ファミリーマート広報部の話「判決の内容を検討し、対応を決めた」とい